

西日本工業大学利益相反マネジメントポリシー

策定年月日：令和5年11月16日

1. 目的

西日本工業大学（以下「本学」という。）は、教育・研究活動に加え、研究成果を社会に還元するため、産学官連携活動等（社会貢献活動を含む）を積極的に推進している。

産学官連携活動等を進めていくと、大学と企業等との目的や役割の相違から、本学に所属する教職員について、避けられない利益相反が生じることがある。

そこで、本学は教職員が産学官連携活動等を行う際に生じうる利益相反状況を適切に管理することを目的として、利益相反マネジメントポリシーを策定する。

2. 基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動等を積極的に推進するために、教職員の利益相反の弊害を抑制する措置を講ずる。
- (2) 本学は、産学官連携活動等に関する必要な情報を求め、利益相反マネジメントを適切に行う。
- (3) 本学は、利益相反に係る情報等を広く公表することにより、透明性の確保と説明責任を果たす。

3. 利益相反マネジメント体制

(1) 対象者の範囲

本学の教職員及び利益相反マネジメント委員会が指定する者

(2) 利益相反マネジメント委員会

本学は、利益相反マネジメントに関する審議機関として、利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反に係る基本方針、相談・勧告、自己申告制度、調査・方針、その他利益相反に関する事項について審議する。

(3) 相談窓口の設置

利益相反マネジメントに関する相談等に対応させるため、相談窓口を設置する。